

関係所属長 殿

島根県警察本部長

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)

道路の上空に設ける通路に係る取扱いについては、これまで、昭和32年建設省発出通達等により許可基準と当該基準に係る取扱いについてそれぞれ個別に定められていたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、建築基準法に基づく許可の運用に見直しがなされ、国土交通省から県建築行政主務部宛てに別添1のとおり通知(以下「国土交通省通知」という。)が発出されたことを受け、道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可については、下記のとおり対応することとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達に関しては、国土交通省及び消防庁と調整済みであること並びに国土交通省から各地方整備局等に対し別添2の通知が、消防庁から県消防防災主管部に対し別添3の通知がそれぞれ発出されている。

記

1 連絡協議会における適切な対応

国土交通省住宅局通知のとおり、今後も道路の上空に設ける通路について特定行政庁に建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第4号の許可申請があった場合には、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会が設けられることから、各警察署長は同協議会において交通の安全と円滑を確保する観点から必要な参画を行い、道路使用許可の運用について十分な調整を図ること。

2 道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の判断要領

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の可否の判断に際しては、1の連絡協議会を通じて当該道路の設置が国土交通省通知に適合するかを確認し、同通知に適合する場合には、原則として、必要な条件を付して当該通路の設置を許可すること。この際、国土交通省通知に掲げられた事項のうち、交通の安全と円滑に係る事項については、各警察署長において主体的に審査を行うこと。

3 道路使用許可条件・指導事項

本件に係る道路使用許可申請書の提出がなされた際は、別添4を参考とし、個々に必要な許可条件・指導事項を付すこと。

別添 〔略〕